

『デジタルコンテンツアセッサ入門』

正誤表

2018.7.9

頁	行番号など	誤	正
ix	9行目	3.2.1. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者	3.2.3. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者
11	図1-2	遵守	遵守
41	項番	3.2.1. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者	3.2.3. 青少年インターネット環境整備法にあげられる関係者
45	8行目	努めなければ」ならない	努めなければならぬ
60	10行目	一般社団法人モバイル・コンテンツ審査・運用監視機構	一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
60	図4-12のタイトル	一般社団法人モバイル・コンテンツ審査・運用監視機構	一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
67	注1	ケーブル	ケーブル
69	注5	ケーブル	ケーブル
95	11行目	分離すること	分離すること
136	図10-1 原則	法含的	包含的
150	17行目	携帯ヘフィルタリングを導入する義務	携帯電話を購入する際に年齢を正しく申告する義務
150	20行目	安心安全ネットづくり促進協議会	安心ネットづくり促進協議会(安心協) ¹²
150	11.2.4.の1行目	安心ネットづくり促進協議会(安心協) ¹²	安心協
158	17行目	青少年が利用する可能性のあるコンテンツを提供している特定サーバー管理者	特定サーバー管理者
176	注1	15歳未満	18歳未満
227	問9の選択肢ア	インターネットへ接続した	権利者に無断でインターネットに接続した

※この正誤表に関するお問い合わせは、一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構（03-6277-3895）まで

※この正誤表は、記載内容の誤りを訂正するものです。書籍刊行日以降の法律改正や社会情勢の変化等は反映しておりません。